

令和2年第3回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

令和2年9月8日（火曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 藤 江 徹 君	9番 足 立 初 雄 君
10番 杉 浦あきら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野千代子 君
13番 笹 野 康 男 君	15番 丸 山千代子 君	16番 稲 吉 照 夫 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君	副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 小 野 伸 之 君	企 画 部 長 藪 田 芳 秀 君
参事（企業誘致担当） 夏 目 隆 志 君	総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参事（税務担当） 山 本 智 弘 君	住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
健 康 福 祉 部 長 林 保 克 君	環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君
建 設 部 長 羽 根 淵 闘 志 君	教 育 部 長 吉 本 智 明 君
上 下 水 道 部 長 太 田 義 裕 君	消 防 長 都 築 幹 浩 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 富 雄 君

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦勞さまです。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（稲吉照夫君） 本日、説明のため、出席を求めた理事者は14名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、11番 都築一三君、
12番 水野千代子君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（稲吉照夫君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問
回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようにお
願いいたします。

それでは、昨日に引き続き、通告順に従い質問を許します。

7番、廣野房男君の質問を許します。

7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） おはようございます。

議長のお許しをいただき、通告に従いまして、質問させていただきます。

私は、最近「地元学」という言葉を聞きました。知ってみえる方もたくさんいると思
いますが、地元学とは、その字のごとく、地元学ぶことだというそうです。地元には
必ずいいものがある、ない物ねだりを辞めて、地域の持っている自然の力、地域に住む
人の力を引き出し、地元の環境に適した活動を見つけ、ものづくりや生活づくり、そし
て新しい地域づくりに役立てていかなければならないと思います。

私の地域は、土地区画整理事業のおかげで町外から約220世帯、600人に及ぶ多
くの人に来てくれました。そして、この地区は今までの倍の450世帯、約1,300
人に及ぶ人口となりました。この新しく来てくれた人たちが一日も早く地元になじんで、
在住の人たちと新しい地域の形やコミュニケーションづくりに参加して、喜んで地元
に根づいてくれることが大切だと思います。区画整理事業を進めてきた1人として、区画
整理の成功は、新しい家が何軒建ったとか、大型スーパーが来たことではなく、新しく
来てくれた人たちと従来から住んでいる人たちとの融合、ここにあると思っています。
そして、新しく来てくれた人たちが郷土愛を持ってくれるまで、いつまでも続けなけれ
ばならないのが地元学だと思っています。在住の人の力と新しく来てくれた人たちの力
と、広い農地と当地域の背後にそびえる山々など、自然の力を生かした地域づくりが人
の融和につながり、やがてどこにも負けないコミュニティーが出来上がるものと思っ
ていますし、そうしなければなりません。

そこで、まず、今年3月の一般質問でも少し触れさせていただきました耕作放棄地の
有効利用について、また少し触れさせていただきます。

そのとき何も栽培しておらず雑草の生い茂った農地でも、時々草刈りでもやっていれ
ば耕作放棄地ではないという世界農林業センサス定義づけられているとはいえ、農地の
有効利用に対して、私にとっては非常に消極的な見解を聞きました。

お聞きします。今も耕作放棄地はそういうものだという考えに変わりはありませんか。

また、地目は農地でも何も作物を栽培していない農地、いわゆる雑草の草刈りをして
だけの農地の割合が分かれば教えてください。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） まず、耕作放棄地等は、以前は耕作されていたもので過去
1年以上作物を作付していない土地のうち、農家等の意思でこの数年間に再び作付する
考えのない土地のことです。その定義につきましては変わりはないということ
でございます。なお、農地法第2条の2には、土地の所有者等の責務といたしまして、農
地の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないとありますが、圃場整
備等が未整備の場所や山沿いの場所など、耕作条件があまり良くない農地は担い手に預
けることも難しく、本来は栽培をして管理されることが一番望ましいわけですが、様
々な要因で作付まで至っていない状況も見受けられます。こうした農地は、草刈
りなど最低限の保全管理が行われていれば、土地の所有者等の責務を果たしているもの
として解釈いたしまして、調査・統計や指導の運用上そう取り扱っているものでござい
ます。よって、こういった農地につきましては、調査及び指導の対象とならないため、
その割合についても特に調査し面積等を積み上げ把握のほうはされておりません。
以上です。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 私の中では、作物を栽培していない農地は耕作放棄地だと思っ
ています。ですから、さきの回答で、町の耕作放棄地は農地全体の0.85%と聞いたとき
は、幸田町は全国的に見れば成績がいいんだと思いました。そして、草刈りもやらない
耕作放棄地を営農再開した事例を聞き、よく頑張っているんだなとも思いました。しか
し、周りを見回しても、農地が復活しているんだという実感がありません。

今回はそのこととは関係ありませんが、私のイメージである耕作放棄地、すなわち作
物を栽培していない遊休農地をどう再生させるかという観点で考えてみました。

先ほど聞きました草刈りだけしている、面積もそれほど大きくなく、ばらばらに点在
しどちらかといえば農作業しにくい場所にある農地だと思います。ですから、たくさん
営農したいという新規参入者や、農地を法人化したり、企業誘致や店舗を誘致するなど
自治体に取り組むならともかく、私どもの力では簡単にできることではありません。そ
れこそ初めに言った、ない物ねだりになってしまいます。

そこで、私たちは、草ぼうぼうの遊休農地を抱えている人たちの思いを聞きました。
遊休農地を持っている地主さんたちも困っているのです。草ぼうぼうでは環境に悪く、
何とか草刈りだけでもして、周りに迷惑をかけないように苦慮しているのです。シルバ
ー人材センターの草刈り班の人たちに頼んで草刈りをしてもらっているとよく聞きます。
その費用はかなりの高額だと聞きます。

そこで、私たちに遊休農地の使い方を考えました。この地域には、新しく来た2
0代、30代の若い人たちが大勢います。野菜の栽培などに興味があり、やってみたい
けど場所はないかな。そんな言葉を聞き、農業をすることが困難な高齢者の遊休農地を
使い、その地主さんを助けるという形で野菜の栽培にチャレンジしたらどうかと考えま
した。今ある農業環境と今いる人たちの有効利用です。ない物ねだりではありません。

草ぼうぼうの遊休農地が即生きた農地に戻るようになります。

そこで、お聞きします。農家でない若い人たちがこういう形で農地を使うことは、農地法など法に触れることはありませんか。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 国土の狭い日本におきましては、限られた資源である農地については、利用権設定や権利移動、全て農地法の規制を受けるということになっております。しかしながら、貸借などの権利設定ではなく、あくまで補助的農作業の受託や手伝いという形であれば、法的に何ら問題はないというふうに思います。

また、農作業や土いじりなどのレクリエーションとして自家用野菜等の栽培を行うような貸農園・市民農園を設置する場合については、それぞれ関係法令に沿った形で利用すると、そういった形もございます。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 余談になりますが、今回農地を提供していただいた農家の方たちがいつも草刈りの依頼をしていたシルバー人材センターへ行き、草刈り受付の職員に、こういう事情でこれから草刈りの依頼は来なくなるかもしれませんが、営業妨害にはならないよねと聞いたところ、全然問題ないです、いいことをやっていますねとほめられました。

数年にわたり放かったままの農地ですから、再び開墾することは非常に大変でしたが、地元の農家さんが進んでトラクターを出してくれ、耕してくれました。これから農業を経験しようとする若い人たちは、まず草ぼうぼうの農地の草刈りをするため、草刈り機の講習会に参加して、実際に草刈りを体験しました。その体験を生かし、地域の河川や農用地の草刈り活動にも参加してくれるようになりました。草刈りは農家のジジイがやるという昔からある田舎のイメージを少し変えてくれました。そして埋まったままの素掘りの農業用水路を掘り直したり、畝を作ったり、本当にやる気だなと感心しました。種をまいたり、苗を植え付けたりするときは、地元農家の人たちがそれこそボランティアで楽しそうに教えています。彼らのやっている姿を見るに見かねて、頼まれなくても「アーセイ、コーセイ」と手を貸してくれています。彼らも、それをうれしそうに受け入れています。ここにも新しいコミュニティーが生まれているのです。高齢の地主さんや町外の地主さんには大変喜んでもらい、それを助けるという形で農業体験し、野菜作りをしている人は、若い夫婦と小さな子どもたちも加わり総勢40人ほどが参加しています。ある人がこの活動を見て、こうして農地を活用してくれる人たちに対し、何か奨励金というか補助金を出すなどしたら、なお、活性化するかもしれないと言ってくれました。

そこで、尋ねしますが、町として奨励金などを出そうかというようなお考えはどうですか。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 先ほども御説明させていただきましたが、農地法2条の2で、土地の所有者等は適正かつ効率的な利用をする責務があります。基本的には、所有

者等が農地を管理すべきものでございます。これを公費にて奨励金を直接出すということについては、なかなか考えづらいわけでございますが、奨励金という形以外での農地の有効利用に結びつくような何かほかの方法等、昔は今の利用の基盤法の関係で、担い手に集積した場合は公的な奨励金が出たという、そういったこともございましたが、その辺はなるべく柔軟に考えまして、農業新聞等にもいろいろな事例が全国で紹介されておりますので、そういった事例等を今後とも探ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） ちなみに、ある人とは、幸田町外のある議員さんです。

さて、農業委員さんの役目と目的の一つに、耕作放棄地の削減や休耕地復活などが挙げられています。大変厳しい役目でもあり、今回、報酬も上乘せされたと思います。その中に農地利用最適化推進委員と言われる方がおりますが、農地利用の最適化とは何を指しているのでしょうか、お聞きします。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 農地等利用の最適化とは、その利用に対しての最適化ということでございまして、代表的に次に挙げる3つの取組を行うものとされております。

1つ目が、担い手への農地利用の集積・集約化。2つ目が、遊休農地の発生・防止・解消。3つ目が、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化を行うことであります。

具体的には、人・農地プラン等で地域での話し合いを通じ、地域での問題点を見つけ出し、農地を将来も農地として守り、残し、生かすため、今使われている農地を使えるうちに使うという算段をし、農地の貸し借りを掘り起こし、できれば地域の担い手に結びつけることを目指すものであり、議員の言われるとおり、農地としての利用形態を考えることも最適化の重要かつ基本的なことであると考えております。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 私たちは、区画整理で来てくれたおおむね30代の若い人たちをターゲットに、農業することが困難な農家を助けることを本来のテーマとして、遊休農地を減らすなどをしてはいますが、少し年配の方で暇を持て余している方や、会社勤めをしながらでも畑を使ってくれる人たちがいるかもしれません。そういった人を探しながら、農地利用の最適化の活動に生かしたらどうでしょうか。

ただ地主さんにやれやれと指導するだけでなく、私どもが手がけたこんなやり方があります。就農困難農家を助けるという形で農地を再生させるという方法を使ってみてはどうでしょうか。また、成果を上げた委員の人に対しては、一律の報酬だけでなく、成果に見合った報酬の上乗せをしてあげたらどうでしょうか。お考えをお聞きします。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 御質問の農業委員等の報酬につきましては、これまで月額一律の報酬に加え、さきの6月議会において、国からの農地利用最適化交付金を財源といたしまして、活動実績及び成果実績に応じた報酬を上乗せするための条例改正を行ったところでございます。活動実績に対しましては、農地利用の最適化のための活動割合

に応じて交付され、また成果実績に対しましては、担い手への農地集積・集約化と遊休農地の発生防止解消の状況により、それぞれ実績に応じて国から交付されるものであります。この交付金は、各委員が耕作放棄地解消のための活動や農地の集積・集約化のための活動を行った場合や、それによりまして成果が出た場合につきましては支給の対象になり、委員ごとに実績と成果に対してこの交付金というものを支給することができる、そういうふうになっております。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） よく分かりました。

今、私どものこの活動は、就農困難農家サポート隊と銘打って、一つのグループを4～5の家族で編成し、3つのグループがあります。グループごとに栽培する野菜を決めたりしながら、植え付け、水やり当番を決めたり、草刈り当番を決めたりして、それぞれ農地の最適利用をしています。先日もそれぞれのグループが栽培したキュウリを第三者の人に試食してもらい、どちらがおいしいか味くらべをして、一喜一憂しながら楽しんでいました。

この活動を聞いた他の農家の方たちから、自分の農地も手伝ってもらえないか、手がつけられずに困っていると申込みがきています。それに伴い、新しくサポート隊に参加してぐれないかと若い人たちに声をかけてしています。農業ができなく困っている農家と、就農困難農家サポート隊の人集めはほとんどロコミだけでやっていますが、区長さんたちとも相談して、回覧などで広く募集したらどうかという話も出ています。こういった農地の利用方法を、一行政区だけの回覧とはいえ、文書にして募集するやり方問題はないでしょうか、お聞きします。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 先ほど答弁させていただいた内容の繰り返しになりますが、法律上のことということではありますが、貸借ではなく、あくまで補助的農作業の受託や手伝いのための人集めをするということでございますので、そういったことには法的には問題はございません。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） よく分かりました。

先回の質問で耕作放棄地の削減などを訴えましたが、自らも何か手だてはないかと考え、さきにも言いましたように、就農困難農家を助けるべくサポート隊を作り活動をしています。この活動を見ていた人から、これは地元学に通ずるものだと言われ、そこで初めて地元学という言葉を知ったものです。地元学を進めることにより、そこに住む人たちが何らかの行動を起こし、人が元気になります。眠っていた土地が生き返り、自然が元気になります。そして、農地を生きかすため、経済が元気になります。遊休農地や耕作放棄地では経済は回りません。使っていなかった農地を生き返らせることにより、若い人たちは農機具を買ったり、種を買ったり、苗を買ったり、たくさんの肥料を買ったりして、経済を回してくれています。何より効果の大きいのは、地域の人たちと交流し、地域貢献もしてくれることだと思います。

町長にお聞きします。3月の一般質問で、耕作放棄地の解消は町がリーダーシップを

とって取り組んでほしいと伺いました。町長からは、農業に対する人材の育成や、耕作放棄地を蘇らせる方法を考えるとお答えをいただきましたが、今もその考えに変わりはないか、新しい方法を見つけ、それに取り組んでいくのか、いま一度お考えをお聞きます。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 以前お答えしたとおり、考えに変わりはありません。遊休農地や耕作放棄地は、本当にこれから増える一方だと思われまます。本当にもったいないし、特に幸田町民として新たに区画整理等々に入られた方々は、こういった周辺の農地だとか森林だとか様々な資産をうまく活用していただいて、また町の町並み保全だとか、また、農地をうまくお借りすることによって生産性を上げていくだとか、様々な手法を取り組むことによって、新しく住んでいただける住民の方々に活気を与えるということで、今、お話がありましたような就農困難農家サポート隊等々、本当に御活躍を支援していきたいと思っております。

私も、シニア・シルバーサポートセンター等々で今様々な相談を農業関係でも受け付けるようになりました。そういった相談を一つ一つこなしていく中で、やっぱり町のような行政がある程度間に入って、農地を借りたい人、又農地を持っている人たちの中間に入ることによって、一つの両者のリスクをある程度管理していくというような機能がサポートセンターにもできていけばいいかなと思っております。

特にこれから少子高齢化の中で、幸田町の特産物である筆柿だとか様々な作物についても、今後本当に町の特産物として維持できるかなという視点もあります。そういったところで、働き手、もちろん農業の担い手を必要としていきたいわけですがけれども、それはJAさんとのタイアップでやっていきたいと思っておりますけど、やはり、少しずつそういった遊休農地、空き農地の情報を得ながら、町が間に入ることによって何らかの形で最適な農地、そして、また違う土地利用というような考え方も出てくるかもしれませんけれども、そういった意味で、農家資格のないような方々が何らかの形で関わりながら、改めて町の景観を作っていくながら、また社会貢献活動にもつながるというような理想的な仕組みを少しずつ近づけるように、何らかの形でバックアップしていかななくてはならないと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） しばらくよろしくお願いします。

私どもは、地元学をこれからも実践していく中で、さきにも申しました、六栗の背後にそびえる通称西山の開発を、地域を挙げて真剣に考えています。この件は、先日、町長へ区長さんから要望書を提出させていただいています。これも新しく来てくれた若い人たち、子どもたちに地元で親しんでもらうためのかっこうの事業になると思います。一応林道に相当するものだと思いますが、林業をやるわけでもなく、人が散策できる程度の道ができればいいと思います。新しく来てくれたひとたちを、区画整理地区内からいかに旧部落の自然の中や在住者の中に溶け込んでもらうか、大事な施策の一つと考えています。まず農業や農地に接してもらおう人たちができました。次は、自然豊かな里山の復活に加わってもらおうことを願っています。林道であれ山の散策コースであれ、実現

するには大変難しいですが、みんなが望んでいることであり、ぜひ実現したいと思っています。この事業認可と実現に向けて、どのようなステップを踏んでいけばいいのか教えてください。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 林道としての所管部局といたしましては、現在、久保田地内にある林道一之小屋線を現在実施中でありまして、林道とは、一般的には、森林所有者が森林の適正管理するための作業道としての整備ということで作られているものでございます。今回新たに六栗区から要望されております林道開設路線におきましては、森林管理する作業道としての目的のほかに、林道遠望峰線とか鷲ヶ峯線のように、昨日も質問がありましたが、健康の道のイメージも持っているというふうに聞いております。現在、県への相談を始めたばかりということでございます。まずは、林道開設事業としての県の地域森林計画への位置づけをしようということでございますので、これに向けて現在調整を進めていこうというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） よろしく申し上げます。

地元では、この山の散策コースの実現と併せて、約30人ほどの人数で地元独自の森の道整備グループを編成し、荒廃しかけている里山の復活の手始めとして、以前あった山の道を蘇らせるプロジェクトを開始しています。このメンバーの中にも、当然新しく来てくれた若い人たちもいます。これらの道は、50年前までは人が普通に歩いていた道で、人が通っていた痕跡もありますが、長い年月、人の手が入っていない、それこそ森林の放棄地状態です。雑木林と倒れた木や雑草などで歩きにくくなったりしている山の中の道です。これから涼しくなってきたから本格的に活動を開始していく予定です。

またまた、少し厚かましいことをお聞きしますが、地元が勝手に始める事業とはいえ、山の道を整備しようとするこのプロジェクト活動に対し補助金などが出るとありがたいし、みんなのやる気にも拍車がかかると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） まず、森林の管理は、森林所有者が将来にわたって適正な整備及び保全が図られるべきというふうに考えてはいるわけですが、この地区においては、約30人の方が賛同し森の道整備グループを編成し、山の道を蘇らせるプロジェクト、こういった試みはとても頼もしく、町内ほか地区の先行事例になるかというふうに期待するところでもあります。

現在、町では、森林における森の小道や散策道整備、また、こういった活動に対しての補助金というものはございませんが、今後、県とも相談しながら、また全国の事例等を情報収集をし調査・研究していきたいというふうには考えております。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） よろしく申し上げます。

この森の道整備グループは、さきにお聞きした西山散策コース開発事業の認可が出れば、六栗西山地区森林開発関係の地権者を加えた大きな組織として、六栗西山森林保全組合として変革し、散策コース実現に寄与していく構えです。

山の道沿いには、湧水による沢もあり、安全に通るようにすれば、子どもたちが自然環境に触れる学習の場となります。サワガニを獲って遊んだり、お母さんたちが山菜を摘んだりすることができる自然に恵まれた絶好の交流の場となります。いずれ、地元が主体となって整備するこの森の道と町に要望を出している散策コースとつなぎ合わせて、幸田町全体を見渡せる風光明媚な六栗西山散策コースができることを目指しています。その前に、森の道整備グループメンバーは、里山復活へ整備作業を続けていきます。新しく幸田町に来てくれた若い人たちも仲間に加わっています。彼らが幸田に来て良かったと再認識してもらうためにも、里山整備作業を進める彼らに町長から一つ励ましの言葉をいただければありがたく存じますが、よろしくお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） この森の道整備グループのメンバーの方々は、面会・面談に来ていただきましてありがとうございました。また、そういった方々が、本当に身近な山、西山というところを改めて資源のある山として何とか関わっていきながら、散策コースとして昔の道をうまくつなぎ合わせながら蘇らせていくということについては、今、部長からの答弁がありましたように、本当に先駆的な活躍でありまして応援をしていきたいと思っております。

やはり、今までずっと住んでいた人よりも、新たに来ていただいた方のほうが意外と町の良さを発見してくださるということが多いということでもあります。そういった意味で、幸田町は山々に囲まれる中で、何も遠くの町外へ出て山へ行く用事は全然なくて、一番この豊坂学区の六栗の方から見たら、この西山をもう一度蘇らせるこの作業に対して、もちろん将来的な林道というような位置づけにも可能性を高めていくのは良いですけれども、やはり身近なスポットをいろいろ探していただいて、市街化区域の住民の方々に、こんなところでこんなものがあるよとか、いろいろな動植物を見つけながら、1時間でも2時間でも家の前が散策できるような安全な道づくりというようなものを作っていただけるような貢献団体として、町なりに応援できる場所を今からアドバイスさせていただきまして、促進するような事業メニューとして立ち上げていきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） どうもありがとうございます。町長から励ましの言葉をいただき、彼らも俄然やる気が沸いてくることは間違いありません。また、山の道の開設は、健康の道と呼ばれているところも含め、ほかの議員さんたちからもその必要性を述べています。それは、ほとんどの幸田町の人たちが望んでいるからです。事業の認可には高いハードルがあるかもしれませんが、実現に向けて御尽力をお願いします。地元にある自然、山林と、地元の人たちの願いをかなえる地元学の実践を幸田町の事業の一つに加えてくれることをお願いし、次の質問に移らせていただきます。

次に、小中学生の通学路の安全についてお尋ねします。

今回は、豊坂学区から南部中学校へ通う通学路ですが、豊坂学区から南部中学校へ通う地区は、桐山区、上六栗区、そして六栗区です。今回は、六栗地区から南部中学校に通う通学路を中心にお聞きします。

六栗区は、さきの質問でも述べましたが、区画整理事業で子どももたくさん増えてきました。令和2年は、この地区だけで32名の子どもたちが新1年生として小学校へ通うようになりました。この子どもたちが6年後、南部中学校へ通うこととなります。単純に計算すると、いずれ中学1年生から3年生を含めると90から100名近くの子どものがこの地区から南部中学校へ通うこととなります。

今日の質問の目的は、できるだけ簡素な効率の良い道順で、なお安全な通学路の確保です。それは、県道幸田幡豆線の上六栗交差点付近の道路改良の要望です。この道路は、六栗区内までは両側に歩道が併設されているのに、上六栗区に入り交差点まで約200メートルの間、並行する歩道がありません。そのため六栗から南部中学に通うある生徒は、家から上六栗交差点のほうが近いのに、わざわざ学校の方向とは逆に約400メートルもある六栗交差点まで逆行し、信号を渡って部落内の指定された通学路に入り通っています。通学路は、たとえグリーンベルトが引いてあっても、通学と通勤は時間が重なり、車と人や自転車は同じ舞台上にいますから、今のままではいつ事故が起きても不思議ではありません。やはり、車と人、自転車が混在して通るところは、時間限定で自動車を止めるか、ガードパイプかガードレールなど何らかの形で物理的に隔離をすることが交通事故を未然に防止する効果があると思います。中学校に着くまで何回も県道、町道を横断します。生徒さんたちは真面目ですから、その度に自転車から降りて自転車を引いて歩いて渡っています。恐らく大人では駄目でしょう。あっちこっち回したり、迂回させる通学路は危険性を増すばかりです。県道幸田幡豆線にあと200メートル歩道が併設しておれば、六栗地区の生徒さんたちは、ほぼ一直線で中学校に通えます。

つい先日、夏休みの部活の対外練習のためだと思いますが、幸田中学か北部中学の生徒か分かりませんが、南部中学校へ通うためでしょう、県道幸田幡豆線の歩道を約40人というか、40台以上というか、自転車が連なって南部中学校へ向かっていました。ところが、上六栗に入ると歩道がなくなり、生徒たちは車道に膨れ上がり、通行する自動車もスピードを緩めるなど危険回避しながら走ってくれました。自転車が車道を通るのに法的に問題はないと思いますが、生徒さんたちはまさか歩道が突然なくなるとは思ってもいなかっただけでしょう。自動車に申し訳なさそうに、安全を確かめながら通行していました。恐らく学校か先生の指示通りの道順なのでしょう。地図上で見れば、単純で分かりやすく最も近いコースですから当然だと思いますが、今は最も危ないコースであります。だから、南部中学校の生徒は、ここが一番近いのに、ここを避けているのです。そこで、通学路の設定について基本的考えなど、教育委員会のお考えをお聞きします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 通学路の設定についての考えについてでございます。

児童生徒の通学路の設定につきましては、平成20年2月25日付で、愛知県教育委員会教育長より通知が参っているところでございます。それによりますと、通学路の設定につきましては、市町村教育委員会は各学校や地域の実情に即した安全な通学路を検討し、それに基づいて通学路の設定をしております。

通学路の設定についての留意点といたしましては、防犯の観点や交通事情を考慮し、関係者において十分検討を重ね可能な限り安全な通学路を設定すること、できるだけ歩

車道の区別があり、比較的車の通行量が少ないこと、見通しが悪い危険な箇所がなく犯罪の可能性が低いこと、その他児童生徒の通学路として適切な道路環境であること、このようなことが通知に記載してございます。そのような観点から、六栗地区から南部中学校への通学路についても、歩車道の区別がある道路や交通量の少ない道など、登下校に係る安全面を優先して設定しているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） よく分かりました。

県道の改良工事ですから、いろいろ優先順位もあると思います。この上六栗区では、県道蒲郡碧南線の拡幅工事も進められています。この拡幅工事が完成すれば両側歩道が併設され、桐山区から南部中学校へ通う生徒さんたちは、ほぼ直線的に通学ができるようになります。それこそ、安全で効率的な通学路となることは間違いありません。この県道蒲郡碧南線の拡幅工事の完成予定はいつ頃になりますか。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 県道蒲郡碧南線は、国道23号幸田桐山インターチェンジから蒲郡臨海工業地域への最短経路となっており、平成26年3月に国道23号の蒲郡インターから幸田芦谷インターまでの5.9キロメートルが暫定二車線で供用した後も、依然として大型車両の交通が多い状況です。このうち上六栗地区の約600メートル区間は幅員が狭隘で道路線形も悪いことから、大型車の擦れ違いが困難である上、歩道が未整備であるため通学路を迂回させるなど、沿線住民の安全な通行に支障をきたしております。このため平成25年度より県において、道路拡幅の設計業務に着手していただき、昨年度に実施しました地元説明会を経て、その後、必要となる用地を確定するための測量業務に着手していただいているところです。来年度以降、順次必要な用地取得に着手していく予定となっておりますが、拡幅工事については、用地の取得状況や予算状況を見ながら進めていくと聞いておりますので、町としてもまずは用地取得が進むよう県と協力してまいります。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 県道幸田幡豆線の上六栗交差点付近の話に戻りますが、この県道の歩道はあと200メートルで交差点まで延伸できたのに、なぜここから上六栗に入ってからやめてしまったのか、できなかったのかお聞かせください。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 県道幸田幡豆線の六栗区・上六栗区は、蒲郡臨海工業地域と岡崎市南部工業地帯やデンソー西尾工場を結ぶ幹線道路となっております。沿線では、幸田六栗土地区画整理事業が概成するなど、人口が増加し、朝夕は通勤・通学等の交通が多い状況と認識しております。

議員の御指摘のとおり、この地区と南部中学校を最短で結ぶ区間では、上六栗交差点から北方向へ約200メートル区間の歩道が未整備となっておりますが、沿線には家屋が連担しており、事業による移転など影響が大きいこと、及びこれにより事業費が膨大となることから、事業が未実施となっているものと推察されます。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 以前この付近で死亡事故が起きたと聞いています。歩道がなく車道を歩いてからいたからだと聞いています。このとき地元から改善の要望が出ていますが、そのときの物理的対策は何かしたのか、それは事故原因に対して有効な対策だったのかお聞きします。

○議長（稲吉照夫君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（羽根淵關志君） 上六栗区から幸田町長への要望書提出もあり、事故後の対応として、愛知県より蓋のなかった道路側溝を蓋付きのものに改良されております。事故原因は運転手の前方不注意ですが、この道路側溝に当時も蓋掛けがされていれば、歩行者は路側線よりも側溝側のもっと端を通っていたと思われまます。この県の対応により、安全性は向上したと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 物理的対策は側溝の蓋をただけということでしょうかね、はい。

死亡事故が起きたとき、歩道の建設や交差点の改良の要望があったと聞いています。そのときの対策は、今も、誰も納得していません。先ほど少し触れましたが、同じ上六栗区内で県道改良工事をしているため、こちらの県道幸田幡豆線はそれが終わってからだと聞いたことがあります。後回しどころかやる方向性も見えません。それは、たまたま同じ上六栗区だからということではないでしょうか。必要性、緊急性を考えれば、そんなことは言うておれないと思いますし、それだけこの地区は道路状況が悪く、特に交通弱者に対しての思いやりがないのではないかと思います。死亡事故が起きた時点で、道路環境が悪いことが分かっているわけです。そのときから、もう一つの県道工事と並行してでもやるべきだったと思います。

ある交通死亡事故の実例です。記憶に残っている方もいると思いますが、幸田高校前の道路を、下校途中の北部中学の女子生徒2人が歩道に乗り上げてきた自動車にはねられ、1人死亡、1人は軽傷とはいえ、突然の出来事で大変ショックを受けていたのを覚えています。なぜ私の記憶に残るかといえば、事故を起こしたのは同じ職場の若い子だったからです。事故発生から裁判終了までいろいろ走り回りました。大変重大な事故を起こし、執行猶予だとはいえ実刑を言い渡され、その後、彼は退社しました。私は、首を覚悟で始末書を書かされ、当時懲罰委員会に出廷し、首ではなかったのですが、教育管理不行届きで嚴重注意処分を受けました。その話はともかく、事故原因の一つに、当時その道路は工事中で、道路が掘り起こされ凸凹で、マンホールだけが飛び出していた状態でした。彼の自動車はマンホールに乗り上げ、バランスを失って歩道に乗り上げ、たまたま歩行中の女子生徒をはねてしまいました。次の日、会社から事故現場の写真を撮ってきてくれと言われ早朝現場に行くと、なんとあの凸凹だった道路が数十メートルにわたりきれいに舗装され、マンホールの飛び出しもなくなっていました。昨日の夜の12時頃まで現場で警察も来てガタガタしていたのに、夜中の突貫工事のおかげで事故現場の再検と事故原因の一つが消されてしまったのです。恐らくマンホールの乗り上げ防止の柵とかがなかったのでしょう。そのときは誰の指示で、なぜ急に、そして何日も放っておいて、もっと早くやればいいのにと思ったものです。複雑な思いでしたが、今

私が言いたいのは、事故原因の道路状況をすぐに物理的対策をしたことです。一夜でできたことに敬意を表したいと思います。

しかし、6年経過しても何の動きも見えないところもあるのです。私が最近聞いた範囲では、上六栗の女性が死亡したこの地区の人たちは、この道路・交差点の改良には前向きであり、まともりもあります。死亡事故が起きたときにも、歩道をという声があったと聞きます。この交差点の安全性向上と渋滞解消へ向けて右折車線を作ったりするなど、大規模な改良工事が必要となるでしょう。また桐山区から南部中学校へ通う生徒さんたちのため、県道蒲郡碧南線の日でも早い拡幅工事の完成を待たれますが、こちらの県道幸田幡豆線の歩道併設工事と上六栗交差点の改良に向けて、せめて調査などを始めて前に進める姿勢を見せていただけないでしょうか、御見解をお聞きます。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 当該区間は、都市計画道路、安城蒲郡線として都市計画決定されており、幅員は16メートル、二車線の計画となっていることから、両側歩道及び交差点部の右折レーン設置が可能な幅員と考えられます。現在、上六栗地区では、県道蒲郡碧南線の整備が鋭意進められていることから、この事業の完了後の事業化を目指して、事業主体や事業手法など県と協議しながら検討をしてまいります。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 計画的な道路づくりと突発的事情による道路づくりとは違うと思いますけれども、その辺も考えていただければと思います。

私も含めほかの議員の皆さんも、事あるごとに安心安全という言葉を前面に出して、地域の方たちと接しています。新しく来ていただいた人たちは、さすが幸田町は住みやすく安全な町だとの思いを裏切らないように、今後どんどん増えていこう子どもたちが事故に巻き込まれないように、そしてかわいそうな被害者と一瞬で人生を狂わせてしまう加害者を作らせない環境をつくるのが、私たちと行政の責任ではないでしょうか。それこそ安心安全な通学路の構築をお願いして、質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野房男君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時59分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、田境 毅君の質問を許します。

1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従って質問をさせていただきます。

まず、初めに、ウィズコロナにおける防災減災、交通安全についてお尋ねします。

各種運営では、ソーシャルディスタンスを確保した防疫対応は当たり前となっており、対面による活動は軒並み中止され、意思疎通を図りにくい状況に関係者は苦慮されております。避難所の段ボールベッドなど機材の追加配備や災害支援協定の締結が進む

中で、新しい生活様式を踏まえた取組などを問うものであります。

広報こうた7月号においても、新型コロナウイルス感染症対策を特集し、「強くあれ、でもお互いに優しく」との他国首相のコメントを引用するなど、心に響く発信に努め、町民一人一人の実践や配慮の徹底に取り組まれております。正しく恐れることが実践できる個々人の知識を持ち、安心できる環境が重要であると考えます。

そこで、避難所運営での新型コロナウイルス感染症感染確認の在り方や運用などはどのような質問します。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 本町におきます新型コロナウイルス感染症感染確認の在り方といたしましては、避難所受付の前の段階において、手指消毒、検温、健康チェック表による健康状態の確認をすることにより、避難者の健康状態ごとのゾーニングを行い、そのゾーニングについては、感染者及びその濃厚接触者が一つ、感染の疑いのある人、要配慮者が一つ、その他の人の4分類を想定しております。その上で、避難所生活が続く場合には、手洗い、消毒、換気、スペースの確保等の衛生管理、及び検温・体調管理等の健康管理の継続による避難所運営が感染症対策として重要であると考えております。

避難所生活に必要な内容につきましては、幸田町避難所運営マニュアルとして本年7月に改定し、感染症への対策を進めているところでございます。一方、県防災安全局防災部災害対策課からは、感染症陽性患者の家族や関係者である濃厚接触者に対し、令和2年6月1日付で、1として、一般の避難者とは別の場所を確保して避難すること、2として、避難先について市町村連絡窓口へ事前に確認すること、3として、ハザードマップで自宅の安全を確認し、安全な避難先として自宅に留まることや親戚・知人宅への避難を検討することの3点が、災害時の避難に関するお願いとして周知をされております。

また、当初、感染症陽性患者は、医療機関等にて療養されており町中にはいないとの認識でありましたが、第2波が懸念された頃から、愛知県内の状況として、軽症者又は無症状者については軽症者利用施設又は医療機関を利用せず、自宅での療養を選択するケースが一定程度存在することが分かってまいりました。このような状況を踏まえ、8月26日付で県の防災安全局から同じく県の感染症対策局に対し、自宅療養者に対する災害時の避難に関する周知のお願いについてという依頼文が発せられ、自宅療養者は一般の避難所に滞在することはできないため、1として、ハザードマップで自宅の災害リスクを確認し、自宅が安全であれば自宅に留まる在宅避難。2として、自宅に災害リスクがある場合、安全な親戚・知人宅に避難が可能であれば、保健所に相談の上、避難先とすること。3として、それらの避難先がない場合は、保健所に相談の上、県が確保している軽症者利用施設又は医療機関へ避難すること等の内容を各保健所から自宅療養者に対し周知するよう依頼がなされているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 様々、通知も含めまして、対象者への周知が現在図られている最中だということだと理解をいたしました。さっきお話にありました8月26日付周知、このお願いにつきましても、依頼の中では自宅療養者が一定数存在をしているということであ

ります。

幸田町では、8月23日時点で6例の感染が発表されています。今後も発生する前提で避難所運営をしなければならないものと考えております。感染者目線では、様々な支持に基づいた的確な行動が要求されているとも感じます。いきなり実践できるとは思いませんし、感染者のプライバシーの面でも難しさがあるように感じますが、感染者への周知方法と課題など、どのようにお考えでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 感染者への周知につきましては、先ほどの依頼に基づき、幸田町でいいますと西尾保健所など県の保健部局が、感染者やその関係者に対し個々に災害時の避難に関するお願いを周知、説明していただいております。また、自宅や友人・知人宅への避難につきましては、広報こうた6月号に合わせ、避難における5つのポイントとしてチラシを全世帯に配布をさせていただきました。

課題といたしましては、感染者や濃厚接触者が避難してきた場合には、専用スペースへ案内することとなるため、感染症拡大防止の徹底のみならず感染者等のプライバシー確保とともに、偏見や差別への対応に最大限の努力、配慮をすべきであると考えております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 対応の仕方につきましては理解ができました。

これは運営を担う防災組織目線ですと、最前線で多くの業務を確実かつ迅速にこなさなければならず、コロナ対応における追加項目も多く、身につくには繰り返し訓練が必要と感じますし、有事の際には指導を仰げないと想定をします。今回、8月23日に研修を実施しましたが、実務に対する不安の吸い上げなど、実践できる土台は整ったと理解すればよいのでしょうか。

より強固な構えをとるという観点で提案ですが、避難所運営マニュアルなどで訓練を伴うものを動画にする考えはいかがでしょうか。民間のものづくりでは、作業要領が紙面では伝わりにくいものがあります。動画を見ながら作業を指導をすることで、指導のばらつき防止や作業ミス、危険リスクの低減、短時間で習得できることが認識されています。特筆すべきは、必要なときに気兼ねなく繰り返し確認できることです。中には、教えてもらうこと自体気が引ける方もいらっしゃると思いますが、気兼ねなく自主訓練できます。必要とされる方には配付してもよいかもしれません。加えて、伝承しやすい点は、毎年の行政区組織変更にも有効です。おおむね年に一度の訓練だと認識しています。関係者で動画を見ながら実践することで、新人でもイメージしやすく効果を期待できるものと考えます。準備を進められている安全テラスセンターでのメニューも様々な考えられていると思います。一事例ではありますが、防災組織の維持・強化の観点でお考えをお聞かせ願いたい。よろしく申し上げます。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 地域における防災組織の維持・強化を図るためのコンテンツ、教材として各種訓練の様子やマニュアルを動画として編集し活用するという手法はとても有意義であり、効果的であろうと考えます。現に8月23日に開催をいたしました防

災リーダー養成研修で行いました避難所運営訓練につきましては、録画をしております。今後は動画による周知と啓発を見据え、記録としての録画、あるいは映像マニュアルとしての動画の作成、将来的にはホームページからの閲覧や動画の配信なども検討してまいりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、河川災害に対する遊水地完成までの取組と課題はどのようなか伺ひます。

○議長（稲吉照夫君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） ハード対策としての菱池遊水地が完成するまでの間は、ソフト面での対策でしのがざるを得ません。気象警報等発表時での災害対策本部設置や、大雨等が予測される際は、気象庁の雨量予測や広田川・相見川等の水位状況を監視し、必要な対策を講じます。平成12年の東海豪雨及び平成20年8月末豪雨を経験し、浸水被害、河川災害への意識が高く、今後も住宅への被害が心配される岩堀区の内池地区や池端地区では、自らの地域の避難手順となるマイタイムラインの作成に向けた検討を、岩堀区避難手順検討会として進めています。現時点では、モデル的な取組ではありますが、今後、浸水被害等を課題としている他の地域にもこのような取組を広げていきたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 現在、遊水地に関しましては、用地買収も順調と報告を受けておりますし、現在では完成までの期間の構えが大変重要であるという認識であります。先ほどハザードマップの見直しも行われております、民間企業の対応も考えていかなければならないとも考えております。

先ほどお話のありましたマイタイムライン、これについてどのようなものか補足説明をいただきたいと思ひます。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） お尋ねのマイタイムラインと申しますのは、台風や大雨の水害等これから起こるかもしれない災害に対し、一人一人の家族構成や生活環境に合わせて、いつ、誰が、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した自分自身の防災行動計画とでもいうようなものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） マイタイムラインのほうの内容は理解をしました。しっかりとこれが活用できるように、皆さん一人一人に浸透していくことを考えなければならないと思ひます。

先ほど民間目線、企業目線の話もしましたが、こういったハザードマップが今回更新されたことによる対応も考えていかなければならないというお話を聞いております。ウィズコロナの影響で、現在、対応もままならないという声もいただいております。行政の役割と支援について、積極的かつ寄り添った対応を期待し、次に移ります。

南海トラフ地震に対する構えとして、課題はどのようなか伺います。

7月に中部経済連合会栗原大介常務理事より、中部経済連合が考える地方自治体の防災への取組について講話を聞く機会があり、ヒアリングをした結果、2,000社のうちBCPを策定できている大企業は50%、小規模の企業では4%と、さらなる推進が必要な状況を教えていただきました。中でも、南海トラフ地震が発生しても、裾野の広い自動車産業は、経済活動を短絡的に止めるような無責任なことをしてはならない。橋梁などはずれて通行できないなど、経済活動を継続させる必要性、それから被災状況の想定が大切であるということ再認識をいたしました。

議会BCPについては活発な議論を経て、8月19日の議会運営委員会にて策定をされたところであります。広報こうた9月号では、自宅の地震対策について掲載し、促進に取り組まれております。令和元年度の一般質問答弁では、個人宅での転倒防止などは伸び悩んでいたと記憶をしています。現在の課題と対策を伺います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 感染症に限らず、基本的に自分自身の身を守るための耐震対策や家具の転倒防止対策など、自助レベルでの事前の対策を進めていただくことが重要でございます。避難所ではかなりの混雑が生じると考えられますが、避難されてきた方自身が、他の避難者の健康確認や受付、ゾーニングを主体的に行うことができるよう、地区防災訓練等を通じて共助による避難所運営が重要であることを周知・啓発してまいります。また、その際に活用できる避難所開設部分に特化したマニュアルも整備していく予定でございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） マニュアル整備においては、ウィズコロナにおける自助による事前の個別対策促進、共助の取組や屋外移動必須の観点での道路インフラの減災対策や早期復旧の観点も課題として、実践可能な形で整備していただくことを期待します。

次に、助成制度を開始したドライブレコーダーの申請状況及び装置装着促進する仕掛けの考えはどのようなかを伺います。

活用しないにこしたことはありませんが、報道されるようなあおり運転の抑止や、事故の際には動画は頼もしい証拠であります。防犯面でも、動く防犯カメラとして大いに役立つものであります。交通弱者を守る観点で、装着促進の仕掛けについて考えを伺います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） ドライブレコーダーの設置の補助申請の状況でございますが、9月3日現在での申請者は、男性27人、女性11人の合計38人となっております。装着の促進につきましては、広報こうた10月号にて、安全運転支援装置設置費補助金とともに補助制度の利用促進についての掲載を予定しております。また、老人福祉センターにて高齢者交通安全講話を開催するたびにその周知もしているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 促進の仕掛け、これについては考えられていることを理解できました。

令和2年4月1日時点の幸田町の人口ピラミッド、65歳以上の在住者は8,970人いると書かれております。今回、申請は38人ということだと思います。人口ピラミッドで運転をされていないだろうと思われる95歳以上の方を抜くと、0.4%程度。これは、85歳に実はレベルを下げて同じく0.4%ということで、あまりパーセンテージは変わらない、1%を切っているというような状況の人数であります。

今回、ほかの行政にはない幸田独自の取組であります。こういったことを考えますと、一歩踏み込んだ狙いと位置づけて、交通弱者を守る優しい運転を促進する活動として取り組んではいかがでしょうか。イメージとしては、幸田町内を走行する全ての運転手を対象に、町内において例えば横断歩道手前で停止するなどの優しい運転の手本になるようなドライブレコーダー動画を提出いただくと、議会や町長から表彰されるなどです。公用車が業務中に見かける優しい運転手を推薦することも良いと思います。優しい運転が幸田町内至るところで打ち上げられ、表彰される状況がPRされることで、町内を走行する車両全体が運転を見られている意識の醸成につながり、環境変化が期待できるものと考えます。安全安心な幸田を広くPRする効果による様々な付加価値も期待でき、検討の価値はあると考えます。方法については、様々考えられると思います。前向きな検討をお願いし、2つ目の項目へ移りたいと思います。

2つ目ですが、アフターコロナを見据えた町民の健康増進についてであります。

生涯現役、シニア・シルバー世代の活躍が期待をされているところであります。健康増進についてお尋ねをしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、社会は大きく変化しています。国や県からの要請やガイドラインにより、新しい生活様式への変化に対応し続けなければならない状況であり、影響は長期に及ぶものと想定し、寿命などの重要性は再認識しなければならないと感じています。アフターコロナの世界において、健康は個人の幸福追求のための努力目標から、社会の維持のために守らなければならないルールへとさらに進化をしていくのではないかと感じております。健康を守ることが単に個人の利益につながっていただくだけではなく、それ以上に医療サービスですとか、社会的インフラといった社会基盤の維持に極めて重要に関わってくると考えております。

今後は、従来の延長線ではない柔軟な構えや意識の改革を想定し、将来を見据えた健康増進施策を問うものであります。まず、取組の方針などはどのようなお伺いをします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 先ほど御提言のありました、見られているという意識が優しい運転につながるということは、まさにそのとおりであり、表彰制度につきましては、その動機づけの一つであるというふうに考えます。

交通安全に関して、防災安全課で現在取組を始めていることに、運転者と歩行者、両者の思いやり行動を奨励・啓発する方法を探っています。例えば子どもたちには、横断歩道を渡るときには運転者に横断の意思をしっかりと伝え、止まってもらえるよう手を挙げましょう。また、横断し終わったら、止まってくれた運転手さんにお礼のおじぎをしましょう。子どもたちの感謝の気持ちが運転者に伝わることで、交通弱者に配慮した次の思いやり運転につながる、このような両者の心の機微により、ごく当たり前な交通

行動として広がっていくような効果的な啓発、活動方法を前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 健康増進の取組方針についての御質問でありますので、健康福祉部のほうからお答えをさせていただきます。

本町は、昭和63年4月「健康の町」宣言以来、町民自らが心身共に健康の保持増進に努め、心触れあう健康で住みやすい、ふるさと幸田の実現のため、様々な事業を実施してまいりました。

現行におきます健康増進に係る取組方針といたしましては、平成26年3月に策定しました第2次健康こうた21計画においてお示しをしております、この計画は、平成31年3月に中間評価の改定を行いまして、基本理念を「幸せな楽しい暮らしはまず健康」とし、新たな課題に対応するために健康づくりを支える環境や仕組み作りに力を入れ、生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目指した計画となっておりますが、具体的には、生活習慣病の発生や重症化の予防のための健診による健康状態の把握を行うこと、また栄養、食生活、運動、アルコール、たばこ、歯の健康などの生活習慣の改善を行っていくことであります。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 実績に基づき中間見直しされたことが理解をできました。

次に、進捗と課題ですとか、計画、町民及び本町の先を見据えたニーズはどのようなか、新しい生活様式も踏まえた考えを伺います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 第2次健康こうた21計画に係ります中間評価を先ほど申しましたように、平成30年度に行っております。進捗を把握するため、7つの分野に関する生活習慣の改善が行われたかどうかを、健康アンケート調査により検証しましたが、計画に掲げました150の指標の達成状況では、全体の58.7%で一定の成果がありました。ただし、課題も浮かび上がってきました。3つのライフステージ、子ども、これが19歳まで、働き盛り20歳から64歳、熟年65歳以上におきまして、特に20歳から64歳の働き盛りでは、日々忙しく規則正しい生活を送れない。非番が多く、脳血管疾患の死亡率が増加している。40～50歳代は、健康診断の未受診者が多い。また、65歳以上の熟年におきましては、全体において改善されているものの、1日3食を食べる人の割合が減少しております。

以上、計画の進捗及び課題を踏まえまして、見直し計画の中では4つの視点、これは生涯を通じた健康づくり、疾病の発症予防及び重症化予防、生活習慣の見直し、社会で支える健康づくりに基づきまして、健康増進の取組を展開していくものであります。

なお、さきのアンケートにおきまして、健康づくりに関する自由意見・御要望等をいただいております。主な意見、これがいわゆるニーズということですが、アンケートを行って、初めて町の行っている施策を知った。ウォーキングの環境、公園であるとか、雨天時の歩道整備、運動のできる場、体育館等を整えてほしい。また、健康についての意識はありますが、なかなか行動に結びつかないといったものをいただいております。

ります。

計画に関係します中間評価は、コロナウイルス感染症発生前の平成30年度のため、今後のコロナ禍における考え方については、視点を少し変えていく必要があるのかもしれない。新たな社会参加、つながりの形を考える必要があると思っております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 3つのライフステージの取組と4つの視点、ヘルスプロモーションの考え方について理解をできましたし、現在、その策定後になっていますコロナ禍による観点も反映をしていかなければならないという問題意識も伺えました。

次に、そういった中で、こうした健康の道のさらなる可能性を引き出すなどの施策はどのようなかを伺いたいと思います。

こうした健康の道は、三河湾国定公園内に設置され、夏場は木陰の中を歩き、ところどころ水も流れる涼しくて静かなコースになっています。眺めの良い2か所の展望台を備え、荻谷側の①展望台では、幸田駅周辺から六栗・野場、尾根の先には西尾市街が広がり、碧南火力発電所まで眺めることができます。大草側の②展望台では、坂崎・岡崎南部や安城市街の平野が広がり、その先はかすむほど遠くまで眺められます。平日、午前中から3人前後のウォーキング装備万全の男女グループが何組も利用されており、熟年ステージの常連の方と推測ができましたが、皆さん、不動ヶ池公園駐車場を起点に利用をされていました。

一方、道路インフラの状況についてであります。落石注意箇所があったり、のり面の崩落がところどころに発生しており、大雨が通り過ぎた後には大量の落ち葉や小石が道路に流れ出し、古びた樹木が倒れたり、枝が路面へ転がり落ちるなど、荒れた状況になっていました。経済環境部に加えて、地元住民などのボランティアが維持管理に参画いただいているとのことでしたが、遠望峰コースは9キロ、大草コースは6.8キロ、とぼねグラウンドから大池までのエキスパートコースにおいては、合計の15.8キロの長距離であります。加えて、ルート周辺はささいなことでも崩れやすい場所ばかりで、維持管理に大変な労力が必要な環境と認識をしました。この場所は、目的がないと訪問しない、教えてもらわないと気づかない場所と感じております。そのおかげで逆に交通量が極端に少なく、標高差も大きく舗装された林道であることから、ウォーキングなどの運動には最適な場所であると感じます。

本町では、ウォーキングルートが複数用意され、ほかにサイクリングルートも複数公開しております。既存のアイテムを複合的に組み合わせた運動を楽しめる企画が実現可能な魅力を持っていることを、趣味で走っている方などから聞いております。特にこういったコースに指定されていない農道も含めて考えた場合であります。こういったアイデアを持った人たちが自由に意見交換できる場所を提供し、企画することが可能かと考えております。新たな可能性を創出できる場所とこうした健康の道は想定をしていますが、考えはどのようなか伺います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 健康の道の新たな可能性についての御質問であります。

遠望峰山にあります健康の道の新たな可能性を引き出す上で、その素材そのものが貴

重なる資源と考えております。こうした健康の道におきましては、地域の方、ボランティアの方により清掃管理等が精力的に行われており、利用のしやすさが保たれております。しかしながら、一方で、議員が言われますように、整備が行き届いていない部分もありますので、町内の林道部局等とも協力し管理を行っていきたいと思っております。

健康の道におきましては、大勢の方に森林の中のウォーキング、展望を楽しんでいたところではありますが、先ほどの見直し計画におきますアンケートにおいて、健康の道を知らないという方が82.1%もありました。魅力ある健康の道のさらなる可能性を引き出すため、まずはその存在を知っていただくよう努めなければなりません。そのためには、健康の道をどのように活用していくか。例えば、その価値を高めるきっかけとなるようなイベントなどを開催し、健康の道の良さを広く知っていただくことが必要と考えます。

ところで健康の道は、全長7.9キロ、往復15.8キロのコースであります。起点・終点の行き来だけではなくて、中間の頂上付近から天の丸に向かい、そこを起点として蒲郡・岡崎へ向かって延伸して登山道を歩いて楽しむルート、また昨日の一般質問で御提案をいただいたような健康の道につながる林道の支線、こういったものが幾つかあるとのことでもあります。これらの延伸ルートの活用も可能性を引き出すきっかけの一つであると思っております。

さらには、今、議員のほうから既存のアイテムを複合的に組み合わせた企画が実現可能であるというお話をいただきました。確かに、例えば本町にはえこたんサイクリングロードマップというものがございます。こちらにつきましては4つのルート、東ルート、深溝ルート、菱池ルート、道の駅ルートといったことで、ハピネス・ヒル・幸田を中心としたものや深溝地区の歴史施設等を走行するもの、幸田町の自然を眺めながら走行するもの、アップダウンの大きいチャレンジルートと、こういったものが大体8キロから10キロに及ぶものがございます。健康増進と気分転換に低炭素な移動手段である自転車を利用しようというものです。これらと健康の道を複合的に組み合わせることにより、健康の道の良さをさらに引き出す可能性があると感じております。また、何より健康の道の利用者の方たちが、健康の道の可能性についてのアイデアをお持ちかと思いますので、活発に意見交換をできる場を持ちたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 健康の道の維持管理の部分で行き届いていないという状況の認識ですとか、実際に健康の道自体を知らないという方が8割を超えているという実態を理解をすることができました。先ほど答弁でもありましたが、やはり、様々な利活用をすることで、このこうした健康の道の価値自体を高めるということが重要で、価値が高まれば、維持管理ですとか整備に対して十分な費用対効果を生み出す方向にいくのではないかと考えております。

事例としましては、現在、ほかの市でもこういった地域の環境を活用したイベント等が行われております。県内でいきますと、海を活用したところを2つばかり挙げますが、田原市、こちらにおいては田原市初・日本初のオープンウォーターでのオフロードトライアスロン大会が10月3日、土曜日に開催予定だそうであります。内容は、2クラス

100名とリレーによる10チーム、30名の選手が参加して実施をされます。大会実行委員会では、今のこの新型コロナウイルス拡大防止に配慮をしつつ、参加するアスリートに、先ほど来出ています三河湾国定公園における自然豊かな渥美半島のすばらしさを感じてもらおうとともに、多くの観戦者にも田原市へお越しいただき、オフロードトライアスロン競技と田原市の魅力、こちらを感じてもらうために様々な企画をこれからも準備をしていくということだそうであります。お隣の蒲郡市では、例年6月に蒲郡オレンジトライアスロン大会が開催をされています。今年は、残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響により、第32回大会だったようですが見合せをしているとのこと。ただ、大会は市内外から応募者を募って、ボランティアスタッフとして大勢関わって運営をされています。こちらのイベントは、地域の魅力を活用し企画運営をされています。

本町もこういったことを考えますと、こういった近隣を手本に将来的には三河湾国定公園を軸とした広域行政連携イベント、こういったものが企画できるのではないのでしょうか。こうした健康の道は、昨日の一般質問の答弁でありました年間延べ1万8,000人が利用されているとのこと。ウォーキング以外にも民間団体主催のイベントなどをうまく配置をすることで、費用対効果面でも維持管理可能な価値のある道へのモデルチェンジを目指してはいかがでしょうか。三河湾国定公園内にあるこうした健康の道だからこそ感じられる魅力の拡散と、既存の制度を活用した活性化を期待をするところあります。加えて、健康増進に軸足が移るということであるとすれば、健康課が担当されることで効率的な運営につながるとも考えております。健康課の32番目の担当業務として、併せて検討をいただきたいと考えております。考えについて伺いをします、いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 今、議員のほうから情報提供いただきました第1回オフロードトライアスロン、田原市において来月10月3日に行われるということであり。屋外で行われる個人競技でありますので、コロナウイルスの感染リスク、こういったものは低いものの、やはり徹底した感染防止対策が求められると思います。大会関係者の方は、新しい生活様式、3密対策、熱中症対策を9ページほどに取りまとめております。コロナに挑み大会を行おうとされています。コロナ禍だからこそ、これまであまり気を配ってこなかった健康管理・環境衛生・社交エチケットなどを含めまして、人の命を守る考え方が始まっております。まさに、今、ピンチをチャンスに変えていく取組が求められると思います。

本町では、今、町内だけですけれども、健康ウォーキング、こちらのほうの開催を見合わせているところありますが、勇気を持って開催できるように努力していきたいと思っております。また、先ほどの施策等につきましても、健康課が中心となってしっかりと進めてまいりたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） ありがとうございます。前向きな検討をいただきたいと思っております。

そういった今活動の取組がありました。次に質問をしたいと思うところが、そういったところを動かすために町民一人一人が行動を起こす必要があるかと思えます。こういった町民一人一人が行動を起こすための施策がどのようなものか、お考えを伺いたいと思えます。

先ほどの答弁にもありましたが、ライフステージの働き盛り、ここに該当されている方の実情としては、仕事と生活の調和、ワークライフバランスに直結する大きな課題があると感じております。先ほどの第2次健康こうた21計画の中のアンケートでも、働き盛りの健康目標を自分のライフスタイルに合った運動や身体活動をしますとしており、平成30年度実施の幸田町民健康アンケートでも身体活動、運動項目の調査結果では、運動習慣のある人は2割を下回り8割を超える人が運動不足を感じており、評価はC判定であります。運動しない理由の過半数は忙しい、2割を超える人が面倒と回答しております。行政、関係機関の取組の軸足は、場ですとか機会の提供、それから知識の普及としております。趣味で走られているような方々に聞いてみますと、幸田町新春駅伝大会ですとか、町外イベントに仲間とともに成果を出すことが日々のやる気の源のようであり、自発的にそういった運動をされております。誰しも初めの一步を踏み出すには、何らかのきっかけが必要であります。一人一人の行動を後押しする策について伺います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほど健康の道の認知度が低いということをお伝えしました。このことは平成28年度から取り組んでおります健康マイレージ事業についても同様であり、アンケートにおいて知らないと回答された方が67.3%に及んでいるところです。こういった施策を知っていただくよう努めなければなりません。何よりも町民一人一人が行動を起こすきっかけ、動機づけが必要と考えております。目標のあるものには計画があり、計画があるものには行動があるとよく言われます。ささいなことでもありますけれども、私自身も働き盛りということで運動不足を感じておまして、ここ数年、毎日、歩数計を持ち歩いています。するとカウントされる数を見るたびに、おのずと歩こうという気持ちが湧いてくるものです。これも一つの動機づけとなっていると感じております。費用が安いですし、ポケットに忍ばせておくだけでということで、運動不足解消にはお勧めのグッズだというふうに思っております。

また、最近では、企業等におきまして従業員の健康増進のためスマートフォンアプリ、テレビ会議システムであるズーム等、こういったシステムが健康増進についても目標達成のための道具となっておりまして、これらを効果的に利用することも施策として考えるべきであると思えます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 現状の施策に対しての取組の状況は理解をできました。

スマートフォンの話が今少し出ました。総務省が出されております通信利用動向調査、こちらが最新版の状態2019年にまとめられている、たしか2018年のデータだと思えますが、そちらを見ますと40代の方のスマートフォンの普及率は85.5%だそうです。15%ほどスマートフォンではない方がいらっしゃる、これはいわゆるフィー

チャーンだとか、いわゆる携帯電話とかPHSがほかに15%ほどですかね、そちらがちょっと入ってますね、すみません、うろ覚えです。50代の方が、このデータでは72.7%が保有をしている。さらに上げて、60代の方は44.6%の保有率だそうです。おおむね半分ぐらいの方が60代まででは持たれておりますので、そういった面で行きますと、先ほどスマートフォンを活用するという土台はかなり整ってきているのではないかなと考えております。

先ほど民間のところのお話も出ましたが、民間企業、健康保険組合ですね。こちらのほうの取組も、現在、医療費の抑制の観点で様々な健康増進の取組を進めているところがあります。身近なツールとして先ほどのスマートフォン、こちらを使った歩くことが楽しくなる仕掛け満載のウォーキングアプリ、これは固有名詞でいくと「aruku&(あるくと)」というアプリになるのですが、こういったアプリを導入することで健康増進につなげるという取組をしております。これは何ができるかという、アプリ内に登場する様々な住民キャラクターに話しかけるとミッションが出され、それをクリアをすると地域名産品などが当たるプレゼントキャンペーンに応募できるというものであります。少しかみ砕いて考えると先ほどの万歩計と一緒に、スマートフォンのログデータに基づいて歩数ですと距離が今はすぐ出せますので、そういった情報をデータとして吸い上げることで、スマホを持ってるだけで勝手にカウントをされて、こういったレベルまで達すると自然と応募条件が発送され、それをクリックすることによって応募ができたりするというような、ゲーム感覚で楽しめる日々見れるような環境につくられるような取組になっております。健康増進施策を進める自治体ですとか、企業、家族や友人同士など、チームとして参加も可能であるそうで、これは2019年現在でしたが、ユーザー数は60万人、これは19年の9月ですね、男女を問わず20代から50代まで幅広く利用をされています。先ほど言ったとおり、利用者はスマートフォンを持って歩くだけという手軽さであります。

今回たまたまデンソー健康保険組合で導入された記事がネットのほうに出ておりました。自発的で継続的な健康増進を目指すため、ゲーム性が高く利用率と継続率の上昇に期待ができると評価をして導入に至ったということでもあります。今後、事業所対抗戦等のウォーキングイベント、こちらも実施をしていこうということで様々な取組が進められているということでもあります。

私もこれを実際に使っております、実際に使ってみますと、先ほど答弁にもありましたが、数字を見たときにもう少して目標を達成できるからちょっと歩こうかなと、もうあと5分ぐらい向こうに行ったら達成できるなということが実はあります。これは多分仕組みである程度手の届く目標値に自動で変更をされるような機能もついているのかと思いますが、そういった手を伸ばせば届くような目標というのは、やはり人間自発的に行動を起こすきっかけになります。こういった気持ち呼び起こすようなツールとして大変期待のできるものでありますので、これに限らずそういった施策を導入をすることで、役場庁舎もそうですし町民全てにおいても、企業目線ではないところで何か町としての施策が打てるといいのかなということを考えております。

加えて先ほども答弁にありました、既存の仕組みであります幸田健康マイレージ、こ

ちらとの連携をさせることで相乗効果も狙えるものではないかと考えております。本町の仕組み、これのマイナーチェンジによって費用を抑えた具体的な施策を期待をするものであります。

最後に、多様化するニーズを元に最小コストで最大効果を得るため、現状あるものを組み合わせ新たな行動に移すことを考えなければならぬときだと感じております。新型コロナウイルス感染症による社会の変化は、今まで変えられなかったことが現実実現できる大きなチャンスと捉えております。そこで、全体を通して町長の考えはどのようか、お伺いをします。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 健康の道だとかウォーキングにつきましても、今回の一般質問でたくさんの方々に意見等をいただいて、質問もいただいているわけございまして、健康の道づくりだとかウォーキングだとか様々な視点で期待値が上がっているというふうに考えております。今、お話がありましたように、コロナ禍の影響で大変遠出を控える方が見えるという中で、ならばこそ近場での幸田の魅力を発見していくという本当にチャンスが出てきたと思っております。まさに主体的・積極的な健康づくりが必要であると思っております。

今後、間違いなくコロナは収束すると思われまじけれども、そのときにアフターコロナ期という中で新しいライフスタイルが提案なり提供していく時期が来るというふうに思っております。今、お話がありましたように、一つそういったスマートフォンを持つ方が非常に多くなったので、健康づくりのためにいろいろな指標がその中に入って、自らその数値を目標にしながら健康づくりにつなげていくということもできますし、それぞれの道づくり、ウォーキングの中でいろいろなスポットに看板を掲げまして、そこに携帯をかざすだけでいろいろな情報が広がってくるというようなこと。または、ウォーキングをされている方、健康づくりをされている方々がいろいろ散策する中で、いろいろな珍しい景色だとか動植物に出会ったときにインスタグラム等々で動画を投稿していただいて、それを町のほうがある程度まとめることによって、例えばこんなところにツバキのすてきなところがあるだとか、いろいろなスポットづくりを提供できる機会ができたなということも大変楽しくなるんじゃないかなと思っております。そして、今後いろいろな散策の道づくりができたときに、住民の方々が提案されたときに、やはり起終点、そういったところにやっぱりお楽しみスポットを作るなり、もちろん途中の安全環境、トイレもそうでありまして、やはりいろいろな危険等々のところも対処しながら工夫を凝らしていくということが必要ではないかなと思っております。

現在、総務省のほうでも、間違いなくそういった情報機器を使って自然探索をする方が多くなってきているので、そういった情報機器を使っていろいろなメニューをうまく使いやすく機能を駆使できるようなことを、総務省の補助メニューで住民の方々に指導してくださいねというような事業も始まったので、そういったのにうまく連動しながらいきたいと思っております。

先ほどから、それぞれの方がスマートフォンをうまく使ってみえるということでありまじけれども、自然散策が楽しくなるような仕組みということで、今は本当にスマホを

掲げるだけでこの動植物、草花、雑草は何なんだろうと言うと、すぐ名前が挙がってくるというような機能もあるということで、そこから発生するようないろいろな幸田町ならではの動植物・自然景観の良さが広がるということを利用してうまく利用しながら、そして健康づくりの中につなげながら、今お話がありましたように、一人一人の主体的な健康づくりが具体的に実施できるようなメニューを、これから町のほうとしても提案していきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 前向きな発言をありがとうございます。

住民ニーズは、さらに多様化していくものと感じております。極論ではありますが、幸田町で暮らせば自然と健康になるとうわさされるような、独自性の高い取組を期待されております。従来の施策に加えて、現在コロナ禍の影響で様々な施策が追加をされております。こういったことを踏まえて、適宜施策の棚卸しも行いながら、住民に分かりやすい行財政運営をお願いし、質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境 毅君の質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、9月10日、木曜日、午前9時から再開いたします。

本日、一般質問をされた方は、議会だよりの原稿を9月14日月曜日までに事務局へ提出をお願いいたします。

ここで、1点御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を本日午後1時から第1委員会室で開催しますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

大変お疲れさまでした。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午前10時57分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和2年9月8日

議 長

議 員

議 員